

裁判事例からみる米国障害学生支援の現状

都 築 繁 幸 (愛知教育大学教育学部*)

要約 我が国では、障害者差別解消法(2013)が制定され、2016年4月から施行されている。施行後、間もないために、障害者差別解消法の下での必要な合理的配慮とは何か、過度な負担とはどの程度のものか、等の実践事例を積み上げていくことが求められている。米国では、すでに米国障害者法やリハビリテーション法が制定されており、合理的配慮、有資格障害者に関する議論がなされてきた。本稿では、米国の障害者の裁判事例をとおして、有資格障害者とはどのような者をさすのか、合理的配慮とは何かを検討していくための基礎資料を示した。今回は、障害学生に焦点を絞り、高等教育機関における裁判事例を取り上げ、1)米国の障害学生の支援の根拠となる法律であるリハビリテーション法504条と米国障害者法の概要、2)裁判事例、3)教育コンサルタントの調整の現況、4)我が国の今後の推移を述べた。

キーワード：米国障害者法、リハビリテーション法、合理的配慮、有資格障害者、障害者差別解消法

I. はじめに

米国では、1973年にリハビリテーション法を改正し、連邦政府が補助金を交付した活動において障害者に対する差別を禁止した。これを発展させ、1990年には米国障害者法を定め、民間の機関までも含めて障害者への差別を包括的に禁止している。これらの法律において、「米国の有資格障害者は、障害を理由に参加や利益の享受を拒まれたり、差別されたりすることがあってはならない」とされている(都築, 2016a)。有資格障害者とは、サービスを受ける場合に、その対象者全員に求めている前提条件を満たす障害者をさし、参加者全員に求めている基準を満たしている障害者が要件を満たしている以上、不当な差別をしてはならないとしている(都築, 2016c)。また、合理的配慮に関する事項は、1973年のリハビリテーション改正法に示され、国連の障害者権利条約(2006)にもうたわれている。同条約の第二条で「合理的配慮」は、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている(都築, 2016d)。

我が国では、障害者差別解消法(2013)が制定され、2016年4月から施行されている。合理的配慮は、我が国では馴染みのない概念であるが、前述したように米国では、40数年前から話題とされ、法律制定の上では日米間で40余年の時間差がある(都築, 2014)。米国では、合理的配慮の対象となる環境が広範なものとなっており、その環境において、何が「合理的(reasonable)」であるのかを定義する議論では、事項が広範囲に及ぶために詳細を吟味することは難しく、

解釈を誤りやすい面がみられる。むしろ、「何が合理的でないか」を定義する方が比較的、容易であるとされている(都築, 2016d)。

現在、我が国は、障害者差別解消法の下にあっても米国とは異なり、有資格障害者という語が一般的に使用されてはならず、合理的配慮の具体的内容の事例を集積している状態である。今後は、障害者差別解消法の下での必要な合理的配慮とは何か、過度な負担とはどの程度のものか、等の実践事例を積み上げながら検討していくことが求められている(都築, 2016c)。我が国の障害者差別解消法は、米国のように裁判で争うことを想定したものではなく、「双方の建設的対話による相互理解」の中で柔軟に対応しようとするものであるが、米国の判例法主義に基づく差別解消の実態を知ることにより、我が国の「建設的対話」がよりスムーズになるのではないかと考えられる(都築, 2016d)。

そこで、米国の障害者の裁判事例をとおして、有資格障害者とはどのような者をさすのか、合理的配慮とは何かを検討していくこととした。

今回は、障害学生に焦点を絞り、高等教育機関における裁判事例を取り上げ、障害学生支援の現状の一端に触れる。まず、1)米国の障害学生の支援の根拠となる法律であるリハビリテーション法504条と米国障害者法の概要を述べ、2)裁判事例を紹介し、3)教育コンサルタントの調整の現況を述べ、4)これらを踏まえ、我が国の今後の推移を述べる。

なお、本稿は、法学の立場から論考するのではなく、障害者教育・福祉学の立場から我が国の障害学生支援体制の確立を願い、そのための基礎資料を提供するものである。

II. 障害学生支援の根拠法の概要

(1) リハビリテーション改正法(1973)

同法は、障害に基づく差別を禁止し、積極的差別是

* 現 愛知教育大学教育学研究科非常勤講師

正措置を求め、連邦政府の職員雇用と連邦政府のサービスにおけるアクセシビリティの確保を命じている。

障害に関するおもな条項は、次の4つである（都築、2016a）。

501条：連邦政府の職員雇用において差別撤廃を命じ、障害者の雇用、配属、昇進について積極的差別是正措置を求める。

502条：連邦政府の資金で建設する建物において、アクセシビリティの基準を満たすことを保証する。

503条：連邦政府と10,000ドル以上の契約を持つ請負業者に差別撤廃を命じ、従業員数が50名以上で連邦政府と50,000ドル以上の契約を持つ請負業者に障害者の雇用、配属、昇進について積極的差別是正措置を求める。

504条：連邦政府の資金援助を受けて行われるプログラムや活動において、障害者の差別を禁止する。

501条の雇用条項については、まず連邦政府機関内の雇用機会均等指導局（法律違反の申し立てに対応する部署）が執行を担当し、ついで雇用機会均等委員会（EEOC）の管轄に移る。連邦契約遵守計画局（OFCCP）は、連邦政府の請負業者への503条の執行に責任を持つ。

504条の規定により連邦政府から資金提供を得ている組織は、障害に基づく雇用差別が禁止されている。間接的もしくは直接的に連邦政府の資金援助を受けている州の機関、団体、組織などがこの適用を受け、「合衆国において連邦政府の財政援助を受けているプログラムや活動やあるいは行政機関や合衆国郵政機関によって経営されているプログラムや活動において有資格をもつ障害者は単に障害のために参加できなかったり、利益を得られなかったり、差別を受けることはない」とされる。

504条は、障害者の権利を明確に保障した最初の公民権法である。ここで言う「有資格をもつ障害者」とは、障害者に合理的配慮を行い、「機会の均等」が保障されて、その個人の能力が発揮される者をさす。

このようにリハビリテーション改正法504条は、有資格障害者に対して連邦政府の補助金を受けているプログラムにおいて障害を理由に参加や利益の享受を拒んだり、差別することを禁じている（都築、2015b）。

（2）米国障害者法（1990）

米国障害者法（ADA法）は、障害者に対する差別の禁止を包括的に禁じたものである。これは、少数民族や女性に対する差別を禁じた公民権法（1964年）と連邦政府とその補助金を受けた事業において障害者差別を禁じたりハビリテーション改正法（1973年）の二

つの法を統合し、発展させたものである。

米国障害者法は、障害者にすべての公共施設や住宅、交通機関を利用可能にせよ、と命じている。具体的には、ショッピングセンター、レストラン、ホテル、オフィスビル、レクリエーション施設、劇場等においてすべての障害者が利用できるように配慮する必要がある、とする。同法を実施していくためには大がかりに設備を改善していく必要があり、莫大な経費を伴う。そのために法律全体の実施の最終期限は、制定から30年後の2020年となっている（都築、1994）。

米国障害者法は、大きくは五編からなっている。第一編は雇用、第二編は公共サービス、第三編は私的団体によって運営される公共施設及びサービス、第四編は電気通信サービス、第五編は一般的諸規定である。

米国障害者法では、障害者の処遇を管理するための四つの基本的な基準がある。すなわち、1）プログラム、サービス、または事業は、障害者が全体として容易にアクセスでき、かつ利用できるものでなければならない、2）障害者は、プログラム、サービス、または事業に関する情報にアクセスすることができ、かつ、それらの情報に基づいて行動できなければならない、3）障害のある生徒を評価する際は、選抜や試験の手続きを公平かつ正確に行い、差別的であってはならない、4）障害のある生徒は、他の生徒に提供されるのと同じサービス、プログラムまたは活動に参加できなければならない（都築、2016a）。

このように米国障害者法第2編（タイトルII）は、州や地方自治体が行うすべての活動や公共交通機関における差別を禁じ、同法第3編（タイトルIII）は、民間企業や非営利団体のサービスにおける障害者差別を禁じている。

（3）米国障害者改正法（2008）

1990年に米国障害者法が制定されたが、米国連邦最高裁判所が4度にわたり障害の定義を大幅に狭める判決を下し、てんかん、筋ジストロフィー、癌、糖尿病、および脳性まひなどの重い疾病の人々が、米国障害者法に基づく障害の定義には該当しない、との決定を行った。その結果、2004年には、米国障害者法に基づいて雇用差別を主張した訴訟のうちの97%が原告側の敗訴に終わった。その理由の多くは、障害の定義の解釈であった。雇用者が、障害者は仕事をこなすことができないものとする誤った考えを持っており、障害者を職場に置くことを望まない状況が見られた。そのために雇用されなかったり、あるいは解雇された人々は、こうした判決に従い、雇用差別からの保護を受けられなくなってしまっていた。

これは米国障害者法が意図していたことではなく、人権擁護団体、障害者擁護団体および業界団体連合により改正の声があがっていた。そして、2008年9月17

日に下院で最終的な承認を得た米国障害者改正法が、9月25日に成立した。同法は、米国障害者法の当初の目的に立ち返り、障害者の保護を形骸化する結果となった誤った連邦最高裁判所判決を覆し、障害者に対する差別を禁止することを保証した。改正法の意義は、以下のとおりである（都築，2015b）。

- 1) 2008年米国障害者改正法（2008年9月25日成立）は、米国議会の当初の意図に立ち返り、ADAに基づく障害者の保護を形骸化する結果となった誤った連邦最高裁判所判決を覆す。
- 2) 障害の定義の厳格な解釈を否定し、障害に基づく差別に直面するすべての人々を広く保護することが米国障害者法の目的であることを明白にする。
- 3) 雇用者と被雇用者の利益のバランスをとる。
- 4) 個人の障害の有無を決定するに当たり、投薬、人工装具および支援技術などの緩和手段の考慮を禁止する。
- 5) 実際の障害の有無にかかわらず、障害があるとの認識に基づく差別を受けている人々も対象とする。
- 6) 主要な生活活動を著しく制限する障害を有するか、あるいはそのような障害の経歴を有することを証明できる者に対してのみ、合理的配慮が必要とされると規定する。
- 7) 障害があると「見なされている」だけの者には、合理的配慮を提供する必要はない。

Ⅲ. 裁判事例

(1) 事例の概要

1) **事例1**：看護学部が聴覚障害学生の入学申請を拒否した事例である。聴覚障害学生Bは、看護学部に入學申請を行った。看護学部は、聴覚障害学生Bが同学部の教育課程をこなしていくための必要条件を満たしていないと判断した。看護学部は、その学生の実技の一部を免除したり、臨床実習でコミュニケーションの援助者を置くことに積極的ではなかった。そこでBは提訴した。

最高裁は、リハビリテーション改正法504条は、看護学部が聴覚障害学生の受け入れを規定しているものではない、という判決を下した。この判決の根拠は、看護学部の臨床実習の参加に身体的条件を設けることは504条に抵触せず、障害学生が要求した配慮を行うことはあくまで「アフターマティブアクション（積極的改善措置）であり、504条によって規定されるものではない、とするものであった。最高裁は、教育課程のすべてを遂行できる条件を満たしている障害者を有資格の障害者とした。

2) **事例2**：重度の聴覚障害があり、人工内耳を

装用しているAがB大学医学部（専門課程）へ入学した際、1) 大講義の場合にはCART、キュード・スピーチ通訳者を配置する、2) 小グループの講義では教室にFMシステムを備えることを要請した。Aは、医療証明書と学部段階でキュード・スピーチやCARTを使用してきた書類を提示し、これが効果的であったことを示した。医学部は、Aに優先座席とFMシステムを提供した。そのシステムを使用したところ、結果的にはAにとっては、ストレスや疲れ、情報のギャップの原因となった。そこで医学部はノート・テークのサービスを行い、その後には通訳者を提供した。Aは初年度にはCARTシステムと通訳者の費用の一部を自分で負担した。医学部は、2年目にはAが費用を自分で支払ったとしても講義の通訳者を許可しなかった。Aは、米国障害者法およびリハビリテーション改正法504条に基づき告訴した。地方裁判所は医学部側に違反はないとしたために、Aは上告した。

第八巡回区裁判所は、Aが障害のない医学生と同様の恩恵を得たかどうか、正しい基準であり、医学部が「意味のあるアクセスあるいは平等の機会」を与えたかどうかで判断するように、と地方裁判所に審理を差し戻した。陪審員は、医学部が必要とされる補助的支援を提供しないことがAを差別し、そのような支援を提供することは医学部にとって不当な負担とはならない、とした。判決は、医学部側に対して大講義ではCARTを配置し、小グループの講義および臨床実習の授業では手話と口頭の通訳者を配置するように命じ、Aの弁護士費用のおよそ50万ドル（約6000万円）を医学部側が支払うように裁定した。

3) **事例3**：教育省公民権局は、Aの裁判の判決後直に、各大学を調査し、アメリカ手話を母語とする聴覚障害学生Bが生物学の授業で効果的なコミュニケーションが行われなかったという苦情があったことを見出した。

二人一組として通訳時間を決めて交代しながら通訳するのが慣例である。Bが在籍するC大学にBのために2名の通訳者が配置された。授業中の通訳では、PSE [Pidgin Sign English] と SEE [Signed Exact English] を組み合わせて使用し、多くの言葉を指文字で示した。通訳が不明な場合には待機の手話通訳者が傍でサポートするのが通例であるために、Bは、待機している2人目の通訳者の支援を盛んに要請したが、結果的に教師の講義の詳細を完全に把握できなかった、と苦情を大学当局に申し立てた。

大学は、1) Bが進級できたこと、2) 通訳状況を観察し、通訳者チームとしては全体的にメッセージを正しくかつ完全に伝えていたとする、上級通訳者（大抵は、通訳者のコーディネーターを兼務している）の

報告をもとにコミュニケーションは効果的であったと判断した。

教育省公民権局は、通訳者のコーディネーターが、通訳者のサービス効率性を判断する資格を満たしているかどうか、C大学が通訳の予算をカットしていたかどうかに注目した。教育省公民権局は、学生の要請を第1に考えたどうか、学生の主観的な体験の要請を通訳者が十分に取り入れたかどうかから判断し、大学側が米国障害者法およびリハビリテーション改正法504条に違反しているとした。

大学側が、通訳者を変更する計画を立て、学生が苦情を述べた場合には効果的コミュニケーションの在り方について独立した評価を行うという解決合意書を締結したために教育省公民権局は調査を終了した。

4) 事例4：D大学は、通訳者が不足していることへの対応策として、聴覚障害学生が履修届を出している授業にまずは出席させ、その授業をビデオ撮影し、その後に聴覚障害学生に対して通訳者と共に撮影したビデオを見るように強要していた。

教育省公民権局は、大学側が障害から起因する影響を軽減するためにこの措置を善意で行っていたものの、有効なコミュニケーション手段を提供していなかったとした。この方式では、聴覚障害学生は実際の授業活動には参加ができず、実際の授業とビデオ視聴の授業の2回にわたって出席しなければならず、大きな負担を強いていると判断した。

教育省公民権局は、大学にこの方式を改善するように求めた。

5) 事例5：H大学は、1) 聴覚障害学生が手話通訳者をキャンセルする場合には2時間前に通知する、2) 大学の公式「無断欠席」マニュアルでは、通訳対応クラスへの頻繁な欠席に対し費用を課す、としていた。聴覚障害学生Gは、H大学が学生の手話通訳者をキャンセルすることができるよう定めた2時間前通知を行わずに授業を無断欠席してしまい、その結果、ペナルティーが課された。Gは、このことに対して教育省公民権局に申し立てを行った。

教育省公民権局は、H大学が必要な補助的支援に関する権利を取り消し、可能な特権もしくは料金を請求できるサービスへと変換することはできない、とする原則を精査した。大学側は、1) 通訳者の手配を行う前に学生と合意する、2) 「無断欠席」をカウントするのは、学生が欠席する2時間前に通知を行わなかった場合であり、一つの授業で4回以上、無断欠席した場合にはそれ以降の費用を課す、3) 緊急事態は例外とする、4) 学生が後に無断欠席を改善し、もしくは無断欠席の理由を説明する場合は、費用負担の免除を行う、等の原則を提示した。

教育省公民権局は、リハビリテーション改正法504条および米国障害者法の「サービスへの追加請求は禁じられている」ことを強調する一方、費用効率に基づく通訳者の手配のために学生の協力が求められるとした。教育省公民権局は、大学側の原則は、許容範囲のものであるとした。そして、費用を課す対象となったサービスが使用されないために「必要」な補助的支援とはならなかっただけであり、大学の原則が米国障害者法およびリハビリテーション改正法504条に違反しているとは言い切れないとした。聴覚障害学生Gの申し立ては却下された。

6) 事例6：I法学部は、法学部の必須コースに対応する、無料のチュートリアル（大学が授業時間外に行う修学上の支援サービス）を提供する組織（SBA）に資金や支援を提供していた。この学部には在籍する聴覚障害学生Jが、法学部にチュートリアルの際にはCARTによる支援を要請した。法学部は、SBAは法学部とは独立した組織であり、法学部ではなくSBAがそのような支援を提供すべきであるとした。また、法学部は、SBAのチュートリアルは、学生が選択するものであり、「授業の必須事項の一部ではない」と見なし、SBAが補完的サービスとしてチュートリアルを提供し、そのチュートリアルは「個人的サービス」とみなした。SBAは、数週間にわたってCARTサービスを提供したものの、コストが原因で中断してしまった。SBAはドラゴンナチュラリースピーキングソフトウェア（生徒の負担）や、ボランティア通訳者などの代わりとなる手段を提供したが、手話を使用しないJには、チュートリアルを利用できなかった。SBAは、CARTサービスの費用を負担する責任はなかった、とした。

教育省公民権局は、リハビリテーション改正法504条は、受領者のプログラムまたは活動の受益者（この判例では、大学生）に利益もしくはサービスを提供する際に、組織または個人に「相当な支援」を提供することが差別を助長もしくは継続させてしまう場合には、これを禁じている、とした。教育省公民権局は、1) 法学部が授業料に加え、強制的に料金を回収し、それらの大部分がSBAの資金となっていた、2) SBAに本法学部の名前を使用し、ウェブサイトで存在感を示すことを認めていた、3) 本法学部の敷地内に無料でオフィスルームを提供していた、4) SBAにコンピューター機器を貸し出していた、5) チュートリアル開催に大学の教室の使用を許可していた、等のことから、SBAと本法学部とは、相当程度の関係性があり、SBAの活動は本法学部の活動と見なされ得る、と結論付けた。また、教育省公民権局は、両組織がリハビリテーション改正法504条に違反するとした。教育省公民権局は、本法学部およびSBAがJに、その他の学生

に提供されたものと同程度に効果的なチュートリアルサービスを提供しなかったためにチュートリアルプログラム参加への平等の機会が提供されず、SBAに相当の支援を提供するように求めた。その結果、聴覚障害学生Jは無償でCARTの支援を受けられるようになった。

7) 事例7：医学部に在籍する多発性硬化症の学生に医学研修を拒否した事例である。多発性硬化症のCは、D大学精神医学科の学生であった。同大学の医学研修に志願したが、拒否された。そこでCは提訴した。

大学側の委員会は、1) 患者がCにどのように反応するかを懸念した、2) C自身が障害を受け入れておらず、このことが患者を治療する際に影響を与えるとみなした、3) Cが体調によって仕事上のストレスに対処できないだろう、4) Cが仕事に必要な条件を満たすために過度の医療的ケアを要求するであろう、等を述べた供述書を提出した。Cの治療チームは、継続中の治療のためにCが必要としていることにどのように対処していくのか、等の情報を提示した。

判決は、D大学がCの医学研修を拒否することは差別である、とするものであった。

8) 事例8：医学部に在籍する学習障害の学生の単位不足による退学問題の事例である。E大学医学部の学習障害学生Fは、修得単位の不足を理由に大学から退学の処分を受けた。Fは学習障害に起因する学習上の困難さに大学当局が適切に配慮していないとし、大学が下した退学処分が不当であるとして大学を訴えた。

大学は、試験の際に多肢選択式の回答形式を使用していた。Fは大学に多肢選択式を控えるように要求し続けていたにもかかわらず、大学側はこの配慮に関する要求を拒否してきた。

第一審では、大学がなぜ、多肢選択式のみを使い続けたのか、という説明を容認するか否かが論点となった。第一審では、障害学生への合理的配慮の手段を模索する義務があるが、学習成果の判断は大学によってある程度の違いがあることが議論された。

第二審では、批判的思考力が多肢選択式の回答形式によって適切に評価されるという大学の説明が受け入れられ、大学側の勝訴となった。

9) 事例9：学習障害学生の外国語の代替措置をめぐる事例である。G大学医学部の学習障害学生Hは、同大学は外国語が必修となっているが、大学がこれに代わりとなる授業の履修を認めようとしなかったために、Hは、他の学習障害学生と集団訴訟をおこした。

裁判所は、もし、G大学が必修外国語の授業の代替

を許可するとしたならば、大学の基準を下げるか、あるいは、教育課程を大幅に変えることになる、とし、そのために学習障害学生の授業の代替を許可しないことは違法ではないとした。結果的には、障害学生の敗訴となった。

10) 事例10：視覚障害者の医学部の入学に関する事例である。視覚障害者のIは、J大学医学部への入学を拒否され、リハビリテーション改正法504条に違反するとして訴訟を起こした。

裁判所は、医学部学生は「観察する」力を持っていないなければならない、という米国医学部協会のテクニカルスタンダード(標準規則)を基に審議した。大学側は、Iがこの基準を満たしていないために入学資格がないものとした。裁判所は、1) 学生が静脈に注射を打てない、2) エックス線を直接観察し、独立した判断を下すことができない、など視覚に障害があることによる課題を指摘した。裁判所は、視覚障害であっても医者になれる前例としてK大学医学部大学院の視覚障害学生のLの経験を取り上げなかった。Lが上手くいったのは、K大学医学部にLを支えられるだけの妥当な配慮が存在していたからである、とした。K大学の場合は、Lに絶え間なく1対1の補助を提供したり、カリキュラム等において一部必要なものの免除したり、法律が要求するものを超える個人的な援助の域となっていた、とした。もし、K大学のLへの対応が、要件を完遂できる唯一の方法であるならば、これを他の組織(この事例では大学側)に要求することは妥当ではない、と裁判所は判断した。

11) 事例11：アルコール依存症の学生の事例である。Mはアルコール依存症の法学部の学生であった。Mは一学期の試験に落ちてしまい、法学部の1年次の必修単位を取るために再登録することを余儀なくされた。Mが単位を取れないときはいつも、アルコール依存症による合併症が再発することが原因であった。法学部がMの4回目の再登録を認めなかった時、Mは差別であることを主張し、大学への復学を求める訴訟を起こした。

裁判所は、彼が再入学に際して、アルコール依存症を十分に克服し、法学部で適切に勉強できることを示す記録がないという理由でMの主張を認めなかった。

12) 事例12：器質的障害により授業出席数が不足した事例である。Aは、B大学でコミュニケーションを専攻していた。Aは、ウェブ・デザインコミュニケーションという授業で単位不可(落第)となった。Aの欠席数は、無断欠席を2回までは許容とするシラバスの規定を上回っていた。Aは、欠席の理由が自分の血液疾患、セラセミアからくる重度な感染症への

通院や入院のためであったと主張した。Aは、入院中に授業の担当教授に何度もメールを送り、自身の症状を説明し、欠席した授業を埋め合わせる方法を尋ねていた。しかし、担当教授からは返事がなく、たとえ、あったとしても欠席した授業や実習を埋め合わせることは難しいとするものであった。担当教授は、Aが欠席した課題を埋め合わせる方法を考えようとせず、受講を放棄することを勧めた。その一方、ほぼ同時に大学の教学部が、この学生に「すべてについて善処する」とする、教授とは全く異なったメッセージを送っていた。

Aは、学部長にも支援を求めている。学部長はいくつかの提案を行い、もう一度、教授と話し合うように勧めた。しかし、最終的に学部長は、担当教授の考えに従い、出席に関する規定を適用した。やり取りの記録には、教授または学部長の指示のいずれにも、当該の学生に障害学生支援室に懸念事項を提出するように指示していたことが記載されていなかった。

単位不可（落第）の通知を受けたAは、単位認定を再検討してもらうように正式に大学に提起した。これを受けた上訴委員会は、大学側に直接、面談したいという要請をしたが、大学側は拒否した。上訴委員会は、この学生の単位認定を2度にわたって擁護していたが、不可（落第）となった。その結果、この授業の単位不足のためにAは修了書（学位記）が授与されなかった。

Aは、大学側が自身への障害に配慮しなかったことを根拠に、リハビリテーション改正法504条に基づき大学を提訴した。大学側は、Aが配慮の要請を行っておらず、Aを障害学生として正式に認知しておらず、要請があったとしてもAの要請が根本的な変更となり、法外のことであるとして略式判決の申立てを行った。

裁判所は大学側の申立てを棄却した。理由の一つに両者が提出すべき十分な根拠を提出しておらず、重要な疑問点がいくつかの面で未解決のままとなっていた点を挙げた。裁判所は、大学側がAを障害者でないとする十分な証拠を提起すべきであったとし、Aの証言は、補講や追加の指導がAに認められていたならば、欠席期間中の授業の課題を埋め合わせできた可能性があったとした。

この裁判の争点は、Aが配慮を要請したかどうかであった。Aは、大学の障害学生支援室に登録しておらず、配慮要請を裏付けるのに必要な書類を提出していなかった。学生便覧には、配慮を希望する学生は、障害学生支援室に登録し、「大学事務局、学部、または職員への連絡（通告）だけでは、障害学生支援室の登録とはならない」ことが明記されていた。

裁判所の判決文の冒頭は、「原告（A）が配慮を求めている、もしくは配慮要請を審査する上で必要な

情報を提供していない場合、被告（大学）には、米国障害者法が定めている合理的配慮を提供しなかったことに対する法的責任はない」とする文言から始まったが、学生が転籍または寄宿舎登録用紙に自身の障害を記載していたことから、最終的には、以下の結論を下した。

原告は大学側に「繰り返し、明確に自身の障害について」通知を行い・・・より具体的に言えば、原告は、当該の授業を修了するために繰り返し配慮を要請していた。更に、大学の管理部が原告に「すべてについて善処する」と述べたことは、原告が大学に適切に障害を通知しており、自身の障害への配慮を求めていることを伝えていたものであり、合理的であると判断する。

裁判所は、原告Aの要請した配慮が、根本的な変更であることにつながり、教学上への判断が尊重されるべきであるとする一方、近年の様々な判例において事案への臨機応変な判断が下されている点に留意した。裁判所は、大学側が示した医学部生に関する前例は、より完成度の高い記録が提出されていたというだけではなく、本件とは、訴訟内容が実質的に異なるものである、とみなした。裁判所は、大学側が前例とした医学部生の場合には、1年生修了の免除を求めているのに対し、本件は、原告（A）が、ウェブ・デザインコミュニケーションという授業においてのみ配慮を求めているだけとした。また、裁判所は、すべての授業の担当者は、Aに配慮方法を示すことができ、それらの配慮により、Aは授業を合格できたとする判断を下した（Murillo v. Citrus College, 2014）。

13) 事例13：健康管理センター職員から服薬支援を拒絶された事例である。Cは四肢麻痺を患っていた。D大学に在学中、Cは突然、自律神経過反射を発症した。これは、過剰な高血圧を引き起こす四肢麻痺によく見られる副次的作用であった。Cは、構内の健康管理センターの看護師に口元まで錠剤を寄せてもらい、3種類の薬が飲めるように手伝いを依頼したが、健康管理センターの職員は、これを行わなかった。健康管理センター側は、Cへの投薬は当センターの指針に反するものである、とした。

Cは、カリフォルニア州差別禁止法および米国障害者法に基づき、大学が適切な服薬を拒否したという事由で州裁判所に大学を訴えた。大学側は、服薬支援は何人にも提供できないとし、投薬支援の提供は、大学の教育課程を根本的に変更するものであることを理由に略式判決の申立てを行った。地方裁判所は、略式判決の申立てに合意した。

Cは、地方裁判所の判決に上訴した。上訴裁判所は、地方裁判所の判決を無効とした。近年の略式判決の逆転事案に注目し、上訴裁判所は、「合理的配慮と

は何かを判断する際には、高度な具体的事実に基づき、臨機応変な照会を行う必要がある・・・『提案された配慮が実行不可能であるという単なる推測』では『合理的な配慮』要件を満たさない」と述べた。さらに、「根本的な変更となる」とすることは、大学側の負担に関する積極的抗弁であり、本件の判決を下すに足る記録が作成されていない、とした。裁判所は、健康管理センターの対応時間や職員数に疑問を抱き、この変更が、障害学生支援室のような大学の他の部署で実行できるかどうか不明である、とした。

上訴裁判所は、大学側の「この学生に対応したならば、すべての（または多数の）学生にも同じことをしなければならない」とする論点は、説得力に欠ける、とした。上訴裁判所は、原告であるCが「配慮」を求めているだけであり、健康管理センターが他の学生に対する根本方針を変更するように求めているわけではないという事実を大学側が無視している、とした。原告が合理的配慮を請求しているにもかかわらず、被告である大学側が他の学生と同様に扱っている場合には、差別が明確に示されることになり、Cが配慮を必要としている時にCが異なる扱い（＝配慮）を受けていないことこそが、障害者差別の犠牲者となり得る、とした。上訴裁判所は、地方裁判所判決を逆転して棄却し、大学はCに裁判費用を補償する判決を下した。

14) 事例14: 大学職員が自殺念慮の学生に過剰反応し、休学に及んだ事例である。大学カウンセラーが、学生が自己破壊的で自殺念慮があると判断し、救急車を呼び、入院させた。大学当局は、学生が退院する前に、「大学が指定する精神科医による診断を条件とする。本学生を健康上の理由による強制的休学とする」通知を学生に手渡した。

米国司法省は、大学が米国障害者法に違反しているとした。それは双方のメンバーで個別的に協議する過程を経ていなかったためである。大学側は、両親と一緒に生活することや授業をオンラインで受けることなどの退学方針の変更の検討を行っていなかった。

和解協定では、精神健康面に障害がある学生が、大学の授業に参加し、精神健康状態への対応を求めながら、引き続き授業に参加できるように変更できるかどうか、どのような変更が行えるか、大学が個別評価をおこなったかどうか、等についてケースバイケースで判断を行っていくことが議論された。その結果、和解協定書には、大学側が学生に精神的苦痛、苦悩、その他の後遺損傷に対する慰謝料及び学生ローン会社に授業料の損失分を支払うことが記された。

15) 事例15: 薬物中毒症者が再入学を拒否された事例である。医師のEは、2011年9月にF大学医学部眼科研修プログラムに入学した。ほぼ同時期に学業に

専念できるようにと、デオロールを含む複数の薬を処方されたが、この薬によって中毒症状をきたした。Eは、アデロール中毒が視覚障害、会話障害およびめまいを引き起こし、後に主要な生命機能を脅かすことになったと主張した。2012年9月、Eはこのプログラムを退学させられ、和解合意書にはEが2012年11月に再入学の申し込みを許可することが記された。Eは、再入学書に「配慮」を求め、約20カ月間正常な状態であり、3カ月間であれば中毒状態はないとする証明書を大学側に提出し、Alcoholics Anonymous（自助グループ）にも積極的に参加した。2013年4月、大学はEの再入学申請を拒否した。Eは米国障害者法およびリハビリテーション改正法504条に定められた障害者差別である、として訴訟をおこした。大学側は棄却申立てを以て応じた。

裁判の論点は、Eが薬物中毒の障害に関する法令のセーフハーバー（安全領域）条項の資格に適合するような中毒症状のない状態がどのくらい続いていたかであった。米国障害者法およびリハビリテーション法504条の下では、処方薬の誤用を含んだ、薬物違法者には、適用対象事業者が薬物使用に基づき、不利益行為を行うことができる。

裁判所は、雇用差別の前例に依拠して、大学側は、セーフハーバー条項の保護に拘わらず、Eへの対応は米国障害者法およびリハビリテーション法504条を違反していなかった、とした。裁判所は、現在、薬物を使用していないことを証明するのにどのくらいの期間がクリーンでなければならないか、という明確なラインがなく、判決はケースバイケースで下されるとした。裁判所は、セーフハーバー条項は、相当程度の長期間にわたって薬物を使用していない人物にのみ適用されるとし、現在、使用していると見なさないためには、相当程度の期間を看る必要がある、とした。「現在の薬物使用者」とは、「対象者の薬物使用が現在に及んでいるという合理的確信を正当化するに足るほど違法使用を現在にわたって行っている」者である、とした。

Eが違法薬物の使用を絶ってからあまり時間が経過していないことが大学に有利な判決となった。裁判所は、雇用者に付与される義務のレベル、すなわち、雇用主が定める適切な業務や成績要件、当該の任務を適切に実行するために通常要する能力のレベル、および、当該人物の過去の成績を精査できるとした（Quinones v. University of Puerto Rico, 2015）。

16) 事例16: うつ病の学生の出席要件をめぐる事例である。Gは、卒業間近になり、うつ病のために受講していた授業を欠席することになり、ある授業の出席要件を満たすことができなかった。教授は、その学生に単位を認可させるために配慮することを拒否し

た。この授業を良好な成績をとることが卒業要件であったため、この学生は他の授業で代替となる単位を求め、前提条件を満たそうとしたが、学科長はこの学生の要請を拒否した。学生とその両親は大学側と会合を持ち、大学側は、うつ病が回復しない限り、単位は修得できないことが伝えられた。大学側は、学生の問題となっている授業へのうつ症状が回復したのを見て、この学生とその家族を卒業式に招いた。しかし、卒業式の名簿リストには、この学生の氏名の横にアスタリスクが付され、次回の卒業式の日時が記されていた。Gは、これから半学期後に卒業要件を満たし、学位を取得した。

Gは、卒業式の名簿リストのアスタリスクによって「精神的苦痛」を被ったとし、大学がGに配慮を行わず、精神的苦痛を意図的に賦課したとして米国障害者法に違反しているとして大学を訴え、州法の不法行為の申し立てを行った。

大学側は、この学生が有資格障害者ではなく、学生が求めた配慮は「合理的」ではないとして、学生の申立てに対して棄却申立てを行った。大学側の論点は、それらを実施するには、大学の教育課程を根本的に変更する必要がある、とする点であった。

裁判では、大学側の棄却申立ては却下された。学生が障害者であるか否かに関する論議は行われなかったようである。地方裁判所は、学生は、学科の所定の単位を修得し、卒業したことが正式に認められる資格があると結論付けた。この裁判で重要な点は、裁判所が学生の要請した配慮が合理的であるのか、合理的でないのかを判断するに十分な情報がないと判決を下した点である。それは、何が根本的な変更であるかの判断は、最高裁判所がPGA対Martinの判例で行った「具体的事実に基づく質問 (fact specific question)」に依拠したからである。裁判所は、学生の専攻、問題となっている授業の本質、学生が代替案を提案した当該の授業の本質、及び教授と学部長の両者が何故、いかなる配慮をも拒絶したのかについて、関連性があると見なす特定の事実がないことに注目した。その結果、裁判所は学生のADA申立てを進める情報開示を命じた。州法の前例に基づき、大学の棄却申立ては、不法行為の要求として却下された。

(2) 裁判の論点－「合理的」の基準をめぐって

米国障害者法（以下、ADA）と1973年リハビリテーション法第504条（以下、504条）における合理的配慮は、大学で提供される授業、学生支援サービス、学内の施設・設備等の変更または調整を行うものとされる。この変更・調整を行うことにより有資格障害学生が排除され、隔離され、または別の方法で異なる扱いを受けることがないように法的に保証している。ADAも第504条のいずれも、大学生に提供される

べき合理的配慮を予め定めた具体的なリストを提示しているわけではない。むしろ、この二つの法律は、大学等の教育機関が検討すべき内容を理念的に述べている。

米国の判例では、変更または調整が合理的でないとするのは次の場合である。

- 1) 変更または調整が、授業、学生支援サービスの重要な性質を根本的に変えてしまう場合、
- 2) 変更または調整が個人的な性質のサービスとなる場合、例えば、プライベートのチューターリング（個人指導）である
- 3) 変更または調整がその教育機関において不当な管理上または財政的負担を負うことになる場合、
- 4) 変更または調整が当事者または他者の健康または安全に直接の脅威をもたらすことになる場合、である。

事例1は、1979年と古いものであるが、1) 入学要件を設けることが違法かどうか、2) 有資格障害者の定義とは何か、3) 配慮は合理的なものならば義務となるが、教育課程の本質な部分に影響を与えるような配慮は義務でないかどうか、がその後の論点の一つとなった。

事例2の重要な点は、障害学生が必要な補助的支援が提供されなかったことを申し立てた場合、学生が「事実上、除外されていた」ことを証明する必要はないとする、裁判所の宣誓原則に起因しているという点である。この裁判の論点は、障害学生が「意味のある（意義ある）アクセス」と平等の機会が提供されたかどうか、他の学生と同じ恩恵を得ていたか否かであった。裁判所は、個人の陳述および体験を十分に検討するが重要であることを強調した。

事例7は、1) 個々の人に合わせた個別の調査が行われなければならない、2) 障害者の制約に対する一般的な固定概念は、研修を受ける資格がないと判断を下すには適切な根拠ではない、ことを示している。事例8は、合理的配慮は、個人に合わせて集団の活動の本質を変えることではない、大学当局は、学生への配慮の手段について熟慮したか、その配慮が実行できるものか否か、それによって全体の教育課程にどのような影響を与えるかどうかを熟慮したかどうか、その配慮によって実質的な変更につながるという正当な理由があるか否か、ということが重要な要件となることを示している。

事例10から、Lへの対応は「過度の負担」の一例を示している。

事例11は、個別の問診が必要とされる時、その結果が教育課程の必要条件を満たしていない場合には、大学は学生の入学や再入学を拒むことができると、障害に起因する問題行動により大学を退学した学生には、再入学の前に一定期間、問題行動がないこと

を証明する必要があることを示している。

IV. 高等教育機関の実情ープリンストン大学の教育コンサルタントの実践報告をもとにー

米国の高校や大学の中には、教育コンサルタントを採用し、障害者支援に対処している場合も少なくない。プリンストン大学のある教育コンサルタントは、「高校時代に受けていた配慮が大学ではどうして配慮されないのか、大学で実施される合理的配慮とは何か」という疑問が生ずる、と述べている。現在、米国の大学の障害学生の在籍者数を障害別にみると学習障害が最も多く、半数以上を占めている。プリンストン大学も例外ではなく、2011年には学習障害学生が大学を告訴した。その理由は、大学側が試験時間の延長の申請を拒否したからである。当該学生は、ACTやSATの試験を受ける時や高校時代の試験の際にも試験時間の延長の配慮を受けていた。ここでは、プリンストン大学において学生と当局の合理的配慮の実施にあたり、その調整を行っている教育コンサルタントの実践報告を紹介する (Johnson, K, 2011)。

(1) 合理的配慮になりうるもの、なりえないもの

入学基準、授業・学生支援サービス等が提供される方法、あるいは試験の実施方法等に関する大幅な変更は、大学には要求されない。それは、何を教え、何を評価するかを根本的に変えることになるからである。裁判所は、要求された配慮がより根本的な変更になるかどうかを判断することになる。例えば、ある大学では外国語の習得は、国際ビジネスの学位を目標とする学生には必須であるとするかもしれない。高校で外国語の履修要件を免除されていた言語性学習障害の学生が、外国語免除を大学に要請したとしても、学位の要件次第では拒否される場合もある。その一方、ある大学では、美術の学位に外国語は必須ではないと考え、免除要請あるいは外国語要件の代替案の要請は合理的と見なす場合もある。また、安全かつ適切な品質のケアを提供する能力が評価される専攻で学んでいる学生には特別な懸念事項が生じるかもしれない。受容・表出混合性学習障害の学生に実技の臨床試験中に気管挿管処置を完了させることができるよう試験時間の延長を許容することは評価対象の必須技術に関する根本的な変更となると判断するかもしれない。その一方、この学生が、安楽死にかかわる倫理に関する筆記の小論文試験を完了させることができるように試験時間を延長することは、合理的と見なされる場合もある。試験時間の延長を認めることは、学生が考え抜いた論文を記す能力を評価するうえで、有利になるという議論も成り立つ。小論文試験では、評価対象となる主題の習得度合を示すものであり、どれだけ早く書き上げるか

は評価されない、という議論も成り立つ、という。臨床試験に関連する場合、特定の時間内に医療処置を完了させる能力の重要性を否定できる者はおらず、試験時間を延長することは、生死につながる問題に発展する可能性もある、とする。

合理性は、外国語のような大学の基本科目や評価されるスキルの本質に左右されるようなものではなく、むしろ、どのような学位プログラム(履修内容)の提供に左右される問題である、とする。熟慮すべきことは、当該の専攻が要求している履修要件、履修計画である。学生が同級生と協働し、積極的に活動しながら体験を得ることを目的として、週末に集中型スタイルで開講されるMBAプログラム(ビジネスの事例研究)では、定期的に授業に出席し、グループプロジェクトに参加できない身体的障害学生がライブストリーミングメディアによって参加したい、という要請があっても、それが拒否される場合がある。このプログラムは、面と向かって行う対話を必要とするものであり、教室内の活動は、活動が意図した結果を変えずに、遠方から達成できない場合があるからである、という。

(2) 個別サービス

学習障害や認知障害がある障害学生には、幼稚園から高校まで専門家のチューター(学習指導員による個別指導)が配置され、修学上のサービスを行っていくのが一般的な配慮である。

しかしながら、裁判所は、個人指導は個人的なサービスであり、個人指導を合理的配慮として大学に求めているものではないとする判例が多い、とする。個人指導は、多くの大学で提供しているものであり、既存の個人指導サービスを障害学生も障害のない学生も同等に利用できる。しかし、非言語性学習障害の学生が、大学に障害学生を教えた専門的経歴のある個別指導員を個人的に要請する場合には、非合理的と見なされることがある。また、非言語性学習障害の学生が大学教員に教授スタイルを自分の学習スタイルに合わせるように要請する場合も非合理的と見なされることがある。対象の本質や範囲が個人の選択(好み)に基づいた要請は合理的であるとは見なされず、大学の義務とはならない場合もある、とする。

(3) 不当な負担

大学側が経費(コスト)のみを理由に配慮を拒否することを容認する判例はまれである、とする。例えば、化学物質過敏症のある学生の同級生や同室の寮生に、香水やデオドラント、ヘアケア商品を当該の学生の近くで使用することを禁止するのは合理的ではないと大学が判断する場合がある。管理上、強制できない場合もある。一方、重度のピーナツアレルギーの学生

が大学の寮の調理場で調理食品にピーナツを用いた製品の使用をやめるように要請したり、または、少なくともピーナツ含有製品が含まれるすべての食品詳細を表示して欲しいと要請することは合理的と判断する場合がある。この場合、特定の調理場を隔離し、独立させるような問題として扱っておらず、大学は前述の判断が管理上の負担とはならないものとしている、とする。

(4) 直接的な脅威

大学に配慮を求める様々な形態の障害学生（精神状態、自閉症スペクトラム障害、重度の健康障害がある場合）の数は著しく増えている。大学が行う配慮に関わる問題は、益々、複雑になってきている。大学は、個々人に特化した、ケースバイケースで個々の配慮の要請を精査し、根拠のある客観的な判断を下すという難しい課題を負っている。これは必ずしも簡単であるとは言えない。配慮要請に応じて、合理性の判断を行う際に、学生、学部長や専攻の教員、学内の障害者サービス担当者とお互いに顔を突き合わせて話し合いをしたとしても常に合意や一致に至るとは限らない。

(5) 最終結果は何なのか？

教育コンサルタントは、プリンストン大学の訴訟に見られるように医師の確定診断のある学生が試験時間の延長という配慮を要請した場合、多くの追加的要素を検討する必要がある、大学進学希望の障害学生に、以下の事前協議等を行っている、という。

まず、以下の点を学生に十分に考えるように求め、直接、この質問への答えを求める。

- 1) 確定診断された障害とキャンパスの環境、カリキュラム、または配慮が施される授業との相互作用から起因するバリアー（障害物）あるいは制限にどのようなものがあるのか。
- 2) そのバリアーを取り除けると考えられる配慮にはどのようなものがあるのか、なぜそのように考えるのか。
- 3) そこで考えられた配慮が施されない場合、大学で提供される授業、学生支援サービス、学内の施設・設備等が同等にアクセスできると考えているのか、なぜ、そのように考えるのか？

これらの質問に学生が回答する際、学生は、自分が利用する最も重要と考える配慮を簡潔に表明せねばならず、自身の障害と本人が要請したい配慮との関連を確固として裏付ける根拠を明確に述べる必要がある、とする。

障害学生の機能的制限に直接、結び付く配慮は、比較的、承認が得やすいが、公平かつ合理的な配慮を確定することが目標である、とする。本来的には必要であるとは考えにくいもの、単に理由付けだけのための

配慮は、早い段階から除外すべきである、すなわち、幼稚園から高校までの環境でこれまで受けていた配慮であるという理由だけでは、大学段階で合理的または必要なものとはならない、とする。教育コンサルタントは、「公平」とは、誰でもが求めるものを手に入れることを意味するものではないことを学生が意識できるように助長すべきであり、皆が同じものを手に入れることができることを指す訳ではない、とする。「公平」とは、障害関連の法令の解釈および適用に基づいて、当事者が必要としているものを得ることを意味する、とする。

次に、障害学生は大学が選択した最終リストを自分で絞り込んだ後に、以下の質問を大学障害者支援サービス室に問い合わせるように促す。

- 1) 学生が了解し、施される配慮が授業で示された内容の本質的な要素を根本的に変えるものなのかどうか、または影響を及ぼすものであるのかどうか。
- 2) この配慮の提供が、大学側に不当な負担を強いることにならないかどうか。
- 3) 配慮を実施していくにあたり、学生が了解した配慮が、どのような方法をとったとしても自身または他者の健康および安全を直接、脅かすようなものにならないかどうか。
- 4) 確定した配慮が大学、特定の専攻、授業あるいはカリキュラム等の教育的使命に影響するかどうか。
- 5) 学生が了解した確定した配慮を施す場合、妨げとなるような潜在的な障害物がほかにあるかどうか
学生が入学後に配慮に対して「No」という返答を受け取ったとしても、配慮の協議が終わったとみなすべきではなく、大学が、その時点では、配慮の要請が合理的であると判断するに足る有効かつ正当な理由が見いだされなかったと考えるべきだとする。学生がセルフアドボカシーの気持ちで大学管理者や学部関係者と協調する精神をわずかでももってすれば、大抵の場合、代替案であったとしても公平で効果的かつ合理的な配慮を見出すことができる、とする。

VI. 我が国における今後の推移

障害者差別解消法は、多くの課題を残しつつも、障害という事由に基づく「あらゆる分野の差別」の解消を図る初めての具体的な立法である、という意義をもつとされる（浅倉，2013）。具体的には、第1条に障害者が、「その尊厳にふさわしい生活保障の権利を有することや、障害の有無によって分け隔てられることなく」という一文も盛り込まれた点である。第6条に解消されるべき差別として、「不当な差別的取扱い」という作為のみならず、「合理的配慮の不提供」とい

う不作為が位置づけられ、基本方針の策定にあたり、障害者政策委員会の意見聴取が定められた点である。第9条に対応要領一対応指針の策定にあたり、障害者の意見の反映措置が要請されることが定められた点である。

一方、障害者差別解消法は、差別禁止部会意見が提案した「障害差別禁止立法」の理想からは、かなりかけ離れた内容の不十分な法律でもあるとする（浅倉、2014）。その理由として、第一に、障害差別とは何かという定義がなく、禁止される「不当な差別」の意味が曖昧であるという点である。第二に、同法が、民間業者に対する合理的配慮を努力義務とした点である。第三に、同法においては新たな救済機関が設けられず、既存の紛争解決の仕組みを利用することとされた点である。

しかしながら、このような限界のある法律ではあるものの、障害者差別解消法が成立されたことを評価すべきだとする（浅倉、2013）。その理由として、法案の採決を先延ばししたとしても、政治状況からみて、近い将来に今よりもよい法案が採択される可能性は低く、障害者差別解消法の成立によって、障害者権利条約の締約国としての条約遵守義務はより明確になり、国際機関と協力して障害当事者がなすべき監視活動の舞台が整うことになるとする。当初は、どのような限界性のある法律であっても、障害差別は解消されるべきものだという規範を社会に定着させる努力を続けることによって、さらなる法改正の実現は必ず可能になるはずである、とする。

米国障害者法は、1990年に制定された。その後の司法機関である連邦最高裁判所判決に対して人権擁護団体、障害者擁護団体および業界団体連合は、障害者の保護を形骸化しているのではないかと法改正を求めていた。その結果、立法機関である連邦議会は、米国障害者法の当初の目的に立ち返り、2008年に米国障害者改正法を成立させたのである。米国障害者改正法によるサービス改善の実行期限は、2020年とされ、障害者差別の禁止に向かって更に前進させようとしている（都築、2008）。

こうした動きは、今後の我が国の障害者差別解消法の確実な実行に大いに参考になると思われる。特に、米国障害者改正法の1) 障害の定義の厳格な解釈を否定し、障害に基づく差別に直面するすべての人々を広く保護することが米国障害者法の目的である、2) 実際の障害の有無にかかわらず、障害があるとの認識に基づく差別を受けている人々も対象とする、3) 主要な生活活動を著しく制限する障害を有するか、あるいはそのような障害の経歴を有することを証明できる者に対してのみ、合理的配慮が必要とされると規定する、4) 障害があると「見なされている」だけの場合には合理的配慮を提供する必要はない、等の諸点は、

我が国において「有資格障害者」、「合理的配慮」の概念を確実なものにしていく上で注視すべきものであろう。

障害者差別解消法は、障害当事者や障害者教育・福祉関係者にとっては、障害者差別解消法が現時点で完璧なものでもなくとも大いに前進させている。事実、各地方公共団体等で職員のガイドラインが作成され、教育機関に通達がなされ、「合理的配慮」の促進がなされている。特に高等教育機関では、「障害学生支援室」等の学生支援の部署を設置し、該当する学生への支援の準備を図ろうとしている。また、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害児等への合理的配慮を学級担任はどのように行うのか、等の研修も行われている。

この法が成立したことによって、障害差別をなくすという壮大な道程への第一歩が、間違いなく刻まれたのであり、この法をツールとして法の欠缺を埋めていく活動に取り組むことが関係者の使命である。特に高等教育機関において従来にもまして当事者参画が求められ、大学の新しい機能強化としての障害学生支援のあり方を追求していく必要がある（都築、2015a）。

V. おわりに

米国の障害者の裁判事例をとおして、有資格障害者とはどのような者をさすのか、合理的配慮とは何かを検討していくための基礎資料を提供した。現在、我が国においては、ようやく通常の高校段階の特別支援教育体制の整備に力点が置かれるようになった。これは、教育史・教育制度の面からみれば、画期的なことである。米国の教育コンサルタントが述べていたように、「高校時代に受けていた配慮が大学ではどうして配慮されないのか、大学で実施される合理的配慮とは何か」という指摘は、我が国において障害者に途切れない支援をどのように保証していくか、という課題を提起しているように思われる。

障害学生は、どのような配慮を行っているかを調べ、その大学の教育理念を精査した上で入学するかどうかを決める場合が多い。現在、我が国の大学もホームページに障害学生受け入れの基本理念等を掲載するところが多く、10年前の状況とは隔世の感がある。障害者差別解消法（2013）の施行にあたっては、「建設的対話」がキーワードである。当事者である学生と大学側が双方に合意形成できるような着地点を見出していく協議が重要であると言える（都築、2016b）。

障害者差別解消法の制定にあたって、参議院の審議において12項目の付帯決議がついたが、この中には、今後、障害を理由とする差別的取り扱いの具体的相談事例や裁判例の集積を図るなどして、必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく見直しをすると

いうことなどの内容も盛り込まれている。今後は、具体的な事例を集積していく作業が必要である。

今回は、障害学生に焦点を絞り、高等教育機関の問題に限定したが、今後は、就労等の問題における合理的配慮を取り上げて行くことが課題である。

文献

- 1) 浅倉むつ子 (2013) 障害者差別解消法－理想には遠いが、重要な一歩－国際人権ひろば No.110, 7月号
- 2) Grabin v. Marymount Manhattan College, 2014 U.S. Dist. lexis 79014, 2014 wl 2592416 (s.d.n.y.june10, 2014) .
<http://www.leagle.com/decision/in%20fdco%2020140611e99/grabin%20v.%20marymount%20manhattan%20college>
- 3) Johnson, K. (2011) Accommodations for College Students with Learning and Other Disabilities: What's Reasonable? Independent Educational Consultants Association.
- 4) Murillo v. Citrus College, 2014 cal. app. unpub. lexis 6111 (cal. app. 2d dist. aug. 28, 2014).
<http://www.courts.ca.gov/opinions/nonpub/b248201.pdf>
settlement with quinnipiac university - http://www.ada.gov/quinnipiac_sa.htm
- 5) 都築繁幸 (1994) 障害をもつアメリカ国民法 (ADA) の実施状況 J D ジャーナル 14, 2, 10-11.
- 6) 都築繁幸 (2008) 米国の障害者教育政策に関する一考察 愛知教育大学研究報告 第57輯 (教育科学編), 17-27.
- 7) 都築繁幸 (2014) 障害者に途切れない支援を－国連の「高等教育の機会平等の保障」実現に向けて－シナプス 36, 2-3.
- 8) 都築繁幸 (2015a) 障害者に途切れない支援を－大学の新しい機能強化としての障害学生支援を－シナプス 42, 2-3.
- 9) 都築繁幸 (2015b) 国連の障害者高等教育の機会均等政策に関する一考察 愛知教育大学研究報告 第64輯 (教育科学編), 1-9.
- 10) 都築繁幸 (2016a) 米国の障害者教育・福祉の最新事情－米国の事例から学ぶ障害者福祉と障害学生支援－①米国リハビリテーション改正法(1973)と米国障害者法 (1990) シナプス 50, 56-60.
- 11) 都築繁幸 (2016b) 米国の障害者教育・福祉の最新事情－米国の事例から学ぶ障害者福祉と障害学生支援－②聴覚障害者の裁判事例 シナプス 51, 56-60.
- 12) 都築繁幸 (2016c) 米国の障害者教育・福祉の最

新事情－米国の事例から学ぶ障害者福祉と障害学生支援－③障害学生の修学上の諸問題 シナプス 52, 56-60.

- 13) 都築繁幸 (2016d) 米国の障害者教育・福祉の最新事情－米国の事例から学ぶ障害者福祉と障害学生支援－④合理的配慮シナプス 53, 56-60.
- 14) 都築繁幸 (2016e) 米国の障害者教育・福祉の最新事情－米国の事例から学ぶ障害者福祉と障害学生支援－⑤障害学生の裁判事例シナプス 54, 52-56.
- 15) Quinones v. University of Puerto Rico, et al., no. 14-1331, 2015 wl 631327, 2015 u.s. dist. lexis 18319, 31 am. disabilities cas. (bna) 471 (d. p.r. feb. 13, 2015) .

【本文注】

- 1) CART：音声をリアルタイムでテキストに変換する。裁判所で使用されている速記タイプライターを用いた文字通訳。話された内容を一字一句、タイピストが入力していく。
- 2) キュード・スピーチ：聴覚障害者が話者の唇の動きを読み取って何を話しているかを理解していくことを読唇というが、その曖昧さを12種類の指の形で表していく。米国方式では、話し言葉の音素に1対1に対応させていく。
- 3) PSE [*Pidgin Sign English] と SEE [*Signed Exact English：英語の語順にしたがって手話単語を示していく人工の手話。聴覚障害者の母語といわれている「手話言語」とは異なる。
- 4) 多発性硬化症：脳や脊髄（せきずい）に多発性の硬い病巣がみられる病気。この病巣は脱髄病変（だつずいびょうへん）といい、神経線維をおおっている髄鞘（ずいしょう）が主に障害されている。この病変が脳、脳幹（のうかん）、小脳、脊髄や視神経などの中枢神経に規則性もなく、起こっては治るということを繰り返す。よくみられる症状は、しびれ感や感覚低下、手足の脱力や歩行障害、しゃべりにくさや飲み込みにくさ、視力低下、物が二重に見える複視、排尿障害などである。
- 5) アルコール依存症：薬物依存症のひとつであり、「脳の病」であり「行動の病」とされる。アル中（慢性アルコール中毒）と同義ではない。主な症状は病的な飲酒行動であり、その始まりはゆるやかで気づきにくいという特徴がある。病的な飲酒行動は、摂取行動と探索行動の変化として現れ、飲酒を取り繕う嘘、酒代の借金、隠れ飲み、酒瓶

- 隠し、隠し金、酒屋や自販機めぐり、飲酒を妨害する人を責めたり脅したりなど、多種多様である。
- 6) アファーマティブ・アクション (積極的改善措置): 社会的な弱者集団の不利な現状を歴史的経緯や社会環境に鑑みたくて是正するための改善措置。この場合の是正措置は、民族や人種や出自による差別と貧困に悩む被差別集団の進学や就職や職場における昇進についての特別な採用枠の設置や試験点数の割り増しなどの直接の優遇措置を指す。
- 7) シラバス: 講義概要・授業要目・学習計画であり、各回の講義内容から教員連絡方法まで、個別講義の受講に関して必要な情報をすべて盛り込んだもの。
- 8) セラセミア: 異常なヘモグロビン (赤血球中にある酸素を運ぶたんぱく質) を生成する、家系内で受け継がれる (遺伝性) 血液疾患であり、赤血球の過剰破壊が起こり、貧血症に繋がる。貧血症は、正常で健康な赤血球 (RBC) が十分に存在しない状態となり、遺伝性 (遺伝子一方の親がこの疾患の原因となる遺伝子を持っている) の突然変異、または特定の鍵遺伝子が欠失している際に発生する。
- 9) 障害学生支援室: 室長、秘書、カウンセラー、朗読コーディネーター、手話通訳者、補助機器アドバイザー等から構成され、学習上の支援を申し出た学生との話し合いにより具体的な支援内容を決定し、その支援を実現していく手続きを行っていく部署。
- 10) 四肢麻痺: 両手足の四肢に起こる麻痺であり、頸髄や脳などの損傷によっても起こる症状である。四肢への神経伝達に麻痺が生じ、損傷部位より下の部位に運動機能、排泄機能、感覚機能、消化機能、発汗体温症性機能、自律神経系などの障害が生じる。多くの場合、排便・排尿機能に障害が生じ、便秘や下痢、尿もれなどの症状が現れ、第3頸椎より高位に損傷がある場合、横隔膜が麻痺する事で人工呼吸器が必要となる場合もある。
- 11) 自律神経過反射: 胸椎6番目以上の脊髄損傷者のほとんどに見られる合併症であり、生命の危険をともなうこともある。
- 12) デオドール: 気管支の拡張、呼吸中枢の刺激などの作用により、気管支ぜん息、肺気腫によるせきや痰がからむ、息苦しいなどの症状を改善する。副作用として吐き気、頭痛、腹痛、食欲不振、動悸などが報告され、部分的又は全身の筋肉がけいれんする、意識の低下、考えがまとまらない、症状があらわれる場合がある。
- 13) アデロール: 注意欠陥多動性障害者に処方される、リタリンやコンサータのような中枢神経刺激剤であり、注意力を高め、衝動性を抑える。日本では覚せい剤取締法で覚せい剤として指定されている。
- 14) Alcoholics Anonymous (自助グループ): アルコール中毒者更生会、断酒会。
- 15) 適用対象事業者 (covered entity): 米国障害者法第I章 (雇用) の第101条において「適用対象事業者」とは、事業主、職業紹介機関、労働組合、労使合同委員会とする、旨の定義がなされている。
- 16) セーフハーバー条項: 制定法の規定が、概括的な場合に規則等に抵触しないための安全ルール、またはガイドライン)、承認領域をいう。
- 17) 不利益行為: 労働関係では、使用者が労働者に対し従業員としての地位・身分・職務または労働条件について、解雇・懲戒処分などの不利益な処遇をすること。
- 18) PGA 対. Martin: 右足に先天性障害があるプロゴルファーのマーティンは、障害のためにラウンドに (歩くことに) 苦痛が伴うとし、ゴルフカートでラウンドすることをゴルフ協会に懇願した。協会側は、ゴルフ競技の本質を失ってしまうとし、これを却下したことからマーティンはそれを不服とし協会を提訴した。最高裁では、プロゴルファーの証言が二つに分かれた。カートに乗ることはかえって不利になる、それは、歩いて得られるようなゴルフコースの感触を得ることができないからであるとするものとカートに乗ることは有利になる、カートに乗ることでエネルギーをそれほど消費しなくてすむし、スタミナを貯めることができるとするものである。裁判の結果、マーティンが勝訴した。最高裁は、カートを使うということは何らマーティンを有利に導くものではなく、マーティンがカートに乗っているからといって競技の本質を変えるものではないという判決を下した。
- 19) A C T: American College Test の略称であり、米国大学入学能力テスト。民間企業が主催し、大学入学を希望する米国の高校生が受ける。共通試験科目は、英語・数学・理科・社会の4科目。
- 20) S A T: Scholastic Assessment Test の略であり、

非営利法人である「大学評議会 (College Board)」が主催する標準テスト。SATという略称は、本来Scholastic Aptitude Test (大学適性試験)であったが、1990年にScholastic Assessment Test (大学能力評価試験)に変わった。米国では、高校によって学力に差があり、成績評価基準も学校によって異なるため大学受験で高校の成績のみで合否を判定することはできない。そこで4,500校余りの高等教育機関からなる大学評議会が標準テストを実施し、そのスコアで生徒の大学受験の合否を決定することになった。

- 21) 気管挿管措置：気管に口または鼻から喉頭を経由して「気管内チューブ」を挿入して気道を確保する方法。
- 22) M B A プログラム：経営学修士, Master of Business Administration (MBA) とは、経営学を修めたものに対して授与される専門職学位である。英米等では、実務経験を有する社会人 (一般的には、3年以上を対象としたマネジメントプロ

グラムを提供するビジネススクール (経営大学院)、が授与する。

- 23) ライブストリーミングメディア：ストリーミング技術を応用し、DVカメラなどを使い、コンピュータのネットワーク上に流すことでライブ配信し、ライブ映像・既存メディア (ラジオやテレビ) をネット上でリアルタイム放送する。
- 24) セルフ・アドボカシー：自己弁護あるいは自己擁護と訳すことが多い。他の人に依存するのではなく、自らが法的また実生活上の責任を引き受けること、他の人に理解してもらうために自分のことを主張できるようにするための支援運動。
- 25) プリンストン大学：米国ニュージャージー州プリンストン市に本部を置くアメリカ合衆国の私立大学であり、1746年に設置された。米国で8番目に古く、学生数は学部生約4800名、大学院生約2000名である。アイビー・リーグの大学8校のうちの1校であり、大統領を2名輩出していることで有名な大学である。